

東京都教育委員会 殿

東京都国公立高等学校等奨学のための給付金（家計急変）受給申請書

東京都国公立高等学校等奨学のための給付金事業支給要綱第3条に規定する支給対象世帯に該当するため、同要綱第12条規定の支給方法について同意し、同要綱第6条の規定により以下のとおり申請します。

申請者住所 (保護者等)	〒 -	ふりがな	
	Tel ()	申請者氏名 (保護者等)	
該当区分	☐ 都道府民税所得割及び区市町村民税所得割が非課税の世帯 ☐ (専攻科の場合) 都道府民税所得割及び区市町村民税所得割が105,500円未満である世帯(非課税世帯を除く。) ☐ (専攻科の場合) 都道府民税所得割及び区市町村民税所得割が264,500円未満であり扶養する子が3人以上いる世帯(非課税世帯及び105,500円未満である世帯を除く。)		

【1 対象となる高校生等について】

ふりがな			昭和 年 月 日 平成
氏名		生年月日	
在学する学校	学校の名称	立	
		学校の種類・課程・学科：	
	学校の所在地	都道府県 市区町村	
	在学期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
過去の高等学校等における在学期間	学校名 立	年 月 日 ～ 年 月 日	学校の種類： 課程：全・定・通・専 学年制・単位制 学科：
	在学時に奨学のための給付金を受給した回数	☐ なし ☐ 1回 ☐ 2回 ☐ 3回 ☐ 4回 ☐ 不明	
	学校名 立	年 月 日 ～ 年 月 日	学校の種類： 課程：全・定・通・専 学年制・単位制 学科：
	在学時に奨学のための給付金を受給した回数	☐ なし ☐ 1回 ☐ 2回 ☐ 3回 ☐ 4回 ☐ 不明	

【学校使用欄】

〈学校収受欄〉

上記対象となる高校生等に記載されている者について、

令和 年 7月 1日現在本校に在籍しており、

高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する
学び直しへの支援又は専攻科の生徒への修学支援の補助対象となる
者であることを証明します。

学校の名称

学校長氏名

印

【2 保護者等（専攻科の場合は生計維持者）の家計急変の状況について】該当する□にレ印を付けてください。

次の者の課税証明書等及び扶養親族申告書（※1）を提出します。

ア	☐	親権者（両親）2名分 生徒が未成年（18歳未満）であり、親権者（両親）が2人存在する場合
イ	☐	親権者1名分（親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。） ・離婚、死別等により親権者が1名の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1名の収入を証明する書類等を提出できない場合 等 ・（専攻科のみ）満18歳となる日の前日において里親等に委託されていた場合、児童養護施設等に入所していた場合 そのほか社会的養護が必要と認められる場合はオ又はカのいずれかの□にレ印を付けてください。
ウ	☐	未成年後見人（ ）名分（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。）
エ	☐	生徒の生計をその収入により維持している者（以下「主たる生計維持者」という。）（両親等）2名分 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
オ	☐	主たる生計維持者1名分 ・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等
カ	☐	高校生等本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

※1 専攻科で、都道府県民税所得割及び区市町村民税所得割が264,500円未満であり扶養する子が3人以上いる世帯に該当する場合、添付してください。
※2 申請後、家計急変の状況が解消された場合（就職等）、直ちに申し出てください。
※3 専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と、「高校生等」を「生徒」と読み替えるものとする。（以下、同様）

証明書等を添付する者の氏名、高校生等との続柄

氏 名	高校生等との続柄	扶養親族の人数

氏 名	高校生等との続柄	扶養親族の人数

【3 申請の状況について】

（1） 次の4点を確認の上、□にレ点を付けてください。

☐	この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
☐	この申請書に虚偽の記載があった場合は、東京都の求めに従いその全額を即時返還します。
☐	私は東京都以外の道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。
☐	この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。））の支弁対象ではありません。

（2） 以下の内容を確認の上、□にレ点を付けてください。

☐	私の世帯は、申請日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助を受けていません。
--------------------------	--